2　第1号2の事案　原料費調整制度の導入及び購入ガスの価格体系変更に伴う一般ガス事業供給約款の変更（総括原価見直しによる料金改定）
3　第1号3の事案　原料費調整制度の導入及び購入ガスの価格体系変更に伴う一般ガス事業供給約款の変更（総括原価見直しによる料金改定）
4　第1号4の事案　原料費調整制度の導入及び購入ガスの価格体系変更に伴う一般ガス事業供給約款の変更（総括原価見直しによる料金改定）
5　第1号5の事案　原料費調整制度の導入及び購入ガスの価格体系変更に伴う一般ガス事業供給約款の変更（総括原価見直しによる料金改定）
6　第1号6の事案　原料費調整制度の導入及び購入ガスの価格体系変更に伴う一般ガス事業供給約款の変更（総括原価見直しによる料金改定）
7　第1号7の事案　原料費調整制度の導入及び購入ガスの価格体系変更に伴う一般ガス事業供給約款の変更（総括原価見直しによる料金改定）
8　第1号8の事案　原料費調整制度の導入及び購入ガスの価格体系変更に伴う一般ガス事業供給約款の変更（総括原価見直しによる料金改定）
9　詳細は、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1　さいたま新都心合同庁舎1号館）及び第1号1の事案については見附市ガス上下水道局（新潟県見附市昭和町二丁目1番1号）、第1号2の事案については栄ガス消費生活協同組合（新潟県三条市帯織二千六百七十七番地1）、第1号3の事案については妙高市ガス上下水道局（新潟県妙高市大字関山千二百番地1）、第1号4の事案については糸魚川市ガス水道局（新潟県糸魚川市一の宮一丁目三番五号）、第1号5の事案については柏崎市ガス水道局（新潟県柏崎市鏡町一番十一号）、第1号6の事案については上越市ガス水道局（新潟県上越市木田一丁目一番地三号）、第1号7の事案については長野都市ガス株式会社（長野県長野市鶴賀一千十七）、第1号8の事案については上田ガス株式会社（長野県上田市天神四丁目二十九番地三号）において閲覧に供する。

五　その他
1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び意見の概要を記載した関東経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「○○株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、第1号1の事案については平成二十一年九月十六日までに、第1号2の事案については平成二十一年九月十七日までに、第1号3の事案については平成二十一年九月二十四日までに、第1号4の事案については平成二十一年九月二十四日までに、第1号5の事案については平成二十一年九月三十日までに、第1号6の事案については平成二十一年九月二十四日までに、第1号7の事案については平成二十一年九月三十日までに、第1号8の事案については平成二十一年十月一日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三一〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1　さいたま新都心合同庁舎1号館）に到達するよう申し込むこと。
なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。
3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。
4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

関東経済産業局長　殿

届出者　氏　名（ふりがな）　（郵便番号）

住　所　（電話番号）

職　業

○○株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考
1　届出書の用紙の大きさは、できる限りＪＩＳＡ４とすること。
2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。
3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

公　告

諸　事　項

工場財団

愛媛県新居浜市磯浦町16番5号**住友共同電力株式会社**の工場財団に高知県香美市物部町中上12番地の2住友共同電力株式会社五王堂発電所、愛媛県新居浜市菊本町一丁目10番2号住友共同電力株式会社新居浜東火力発電所、愛媛県新居浜市磯浦町16番5号住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所、愛媛県西条市北条962番地10住友共同電力株式会社壬生川火力発電所及び愛媛県新居浜市菊本町二丁目10番1号住友共同電力株式会社新須賀変電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成21年9月9日

松山地方法務局四条支局

有権者申出方

元当局所属公証人須藤浩克の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から6か月以内に当局に申し出てください。

平成21年9月9日

福島地方法務局

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成21年（家）第1070号

滋賀県草津市草津町1540番地1グランディオ草津201号

申立人　佐山　忍

本籍滋賀県草津市木川町922番地1、最後の住所滋賀県草津市木川町865番地10、死亡の場所滋賀県草津市、死亡年月日平成21年3月16日、出生の場所滋賀県栗太郡山田村、出生年月日昭和11年6月17日、職業無職

被相続人　亡　佐山　求

事務所滋賀県草津市野村2丁目3番18号都計第一ビル2階1号室

相続財産管理人　弁護士　竹内　雅和

大津家庭裁判所